

第2次

北広島町
長期総合計画
【後期基本計画】

骨子案

令和3年8月
広島県 北広島町

はじめに

目次

第1編 序論

第1章 策定方針

第2章 北広島町の現状と課題

第1章 策定方針

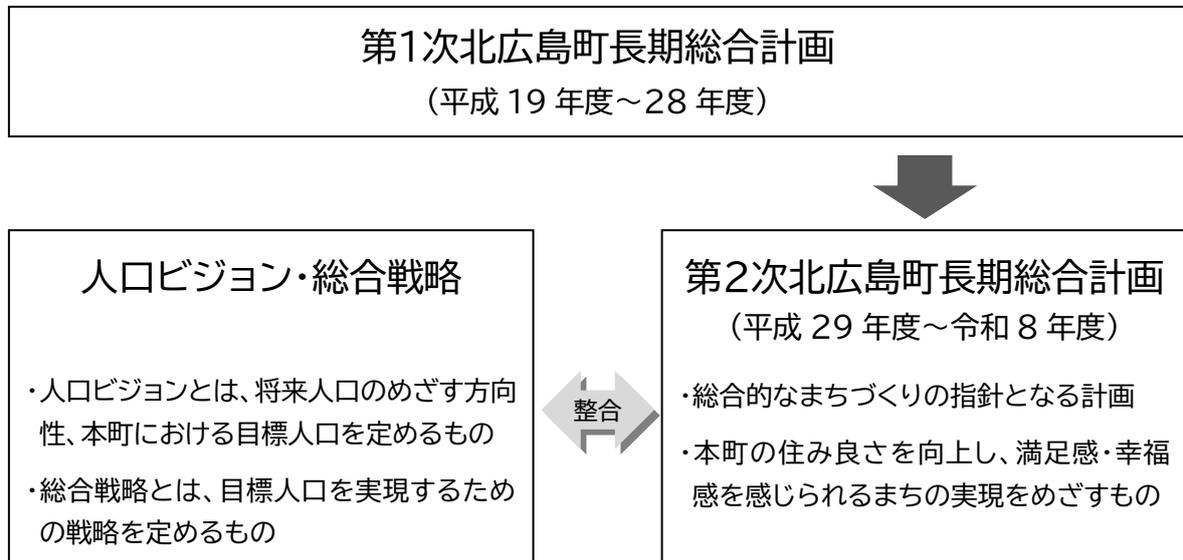
1. 計画策定の趣旨

本町は、平成17年に芸北町、大朝町、千代田町及び豊平町の4町が合併して発足したことに合わせ、北広島町長期総合計画を平成19年3月に策定しました。「地域を再生し、定住・交流の拡大をめざす」ことを目標に、まちづくりを方向づけ、総合的かつ計画的に展開していくための方針を定め、諸施策を展開してきました。

この間、全国的な少子高齢化の進行や社会保障制度の変化、高度情報化社会の急激な進歩、価値観の変化、ライフスタイルの多様化、世界的な規模の経済情勢の変化や環境問題等、本町を取り巻く状況も大きく変化しています。

平成27年10月に策定した「人口ビジョン」及び「総合戦略」は、地方創生と人口減少克服に向けた新しい人の流れづくりに特化したものです。「第2次北広島町長期総合計画」は、このような社会情勢の変化を踏まえながら、町民との協働と広域的な連携を軸に、様々な課題を克服し豊かな地域づくりを進め、町民が「住みたい、住んで良かった、住み続けたい」と、満足感と幸福感を感じられるまちをめざし、今後10年間の総合的なまちづくりの指針となる計画として策定しました。

■ 長期総合計画と人口ビジョン・総合戦略との関係



2. 計画の構成・期間

本計画は、長期的展望に基づき、本町の現況及び将来予想される様々な課題に対して、町民生活の質の向上と豊かな社会の構築をめざすものです。

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成します。

基本構想

本町が今後実現すべき「めざすまちの将来像」を提示し、将来像の実現に向けた重点方針や人口目標、施策分野等の基本的な方向を示すもので、基本計画、実施計画の基礎となる構想です。

計画期間は平成29年度から令和8年度の10年間とします。

基本計画

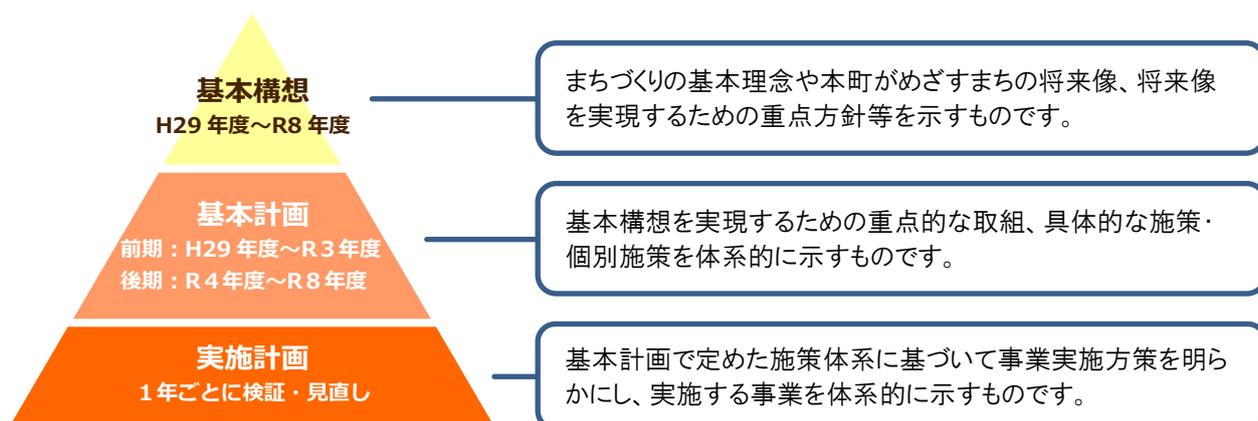
基本構想に掲げた将来像を具体化し、多岐にわたる施策・事業を展開していくため、各部門における具体的な諸施策や整備事業を体系的に計画するものです。

計画期間は平成29年度から令和3年度の5年間の前期基本計画、令和4年度から令和8年度の5年間の後期基本計画とします。

実施計画

基本計画において定めた諸施策や整備事業を着実に推進するための具体的な事業内容と財政計画を示すもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

1年ごとに検証・見直しを行います。



3. 計画策定で重視する主な視点

第2次長期総合計画では、以下の視点を重視して、計画策定を進めました。

(1) 時代の変化に対応する柔軟な計画づくり

時代の潮流に合わせ、施策の優先性、重要度を重視しながら、柔軟に対応することができる計画づくりをめざします。

(2) 実行性を高める工夫を伴った計画づくり

将来像やまちづくりの目標を設定し、達成に向けた取組と、実行性を高める工夫を伴った計画づくりをめざします。

(3) 住民参加による策定と、策定後の住民との協働を促進する計画づくり

計画策定段階から積極的な住民参加の場を設けるとともに、策定後も住民との協働のもとでのまちづくりを促進する計画づくりをめざします。

(4) めざす姿・取組の方向性が「わかりやすい」計画づくり

本町がめざす姿と取組の方向性をわかりやすく伝えるとともに、行政と住民の協働による計画づくりをめざします。

(5) 地域性・独自性のある計画づくり

地域の実情やこれまで育まれてきた本町の歴史・文化を踏まえ、地域性と独自性のある計画づくりを進めます。

第2章 北広島町の現状と課題

1. 位置・地勢等

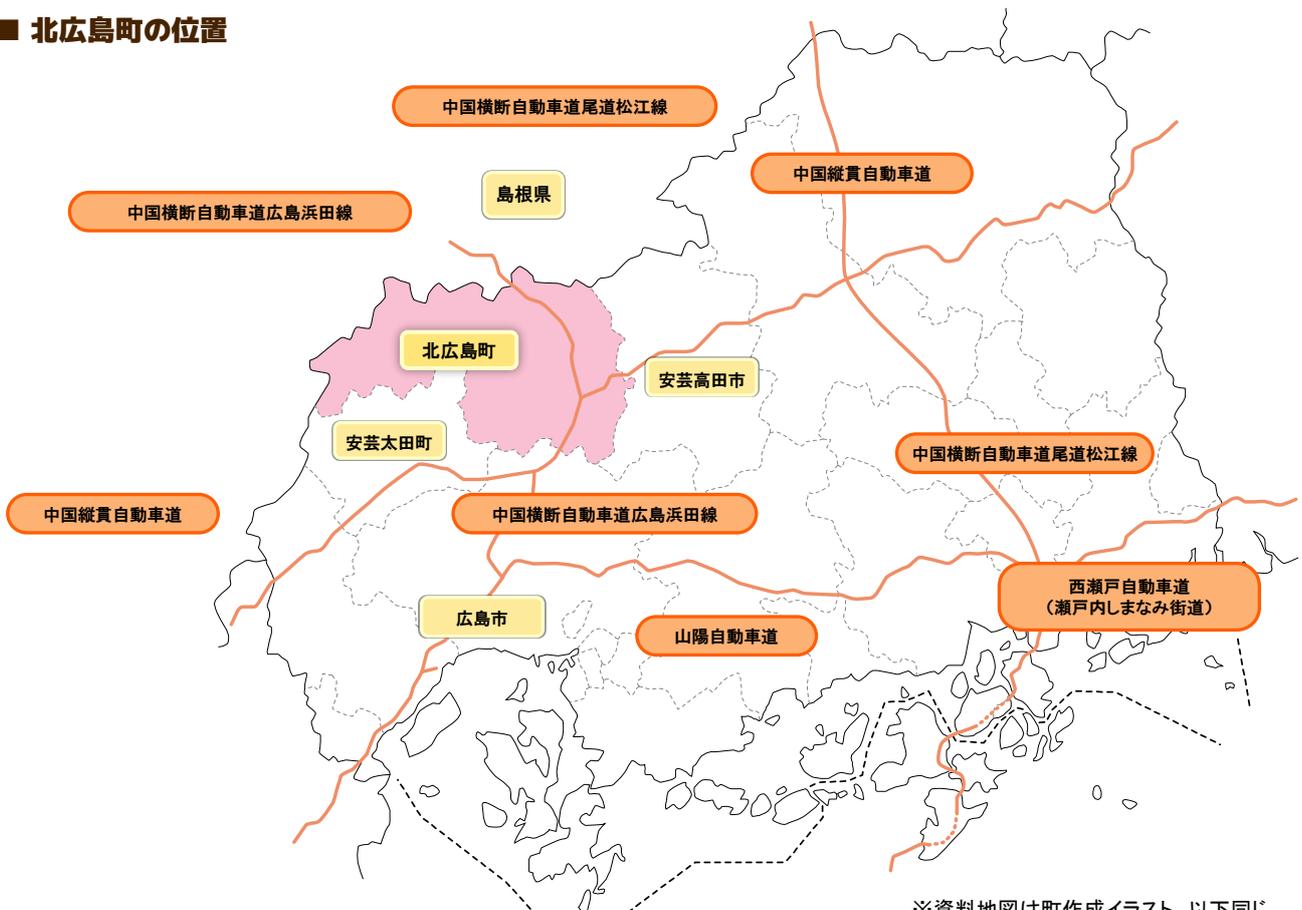
(1) 位置

本町は、広島県の北西部である芸北地域のほぼ中央部に位置し、中国地方の中でみても中央部に位置する地域です。本町の北及び西は、中国山地の稜線が連なり、それを境に島根県と接し、東には安芸高田市、南には広島市や安芸太田町が位置しています。行政区域の面積は、646.20k㎡であり、山県郡全体のおよそ3分の2を占めています。

本町における主要な道路網としては、中国縦貫自動車道（中国自動車道）と中国横断自動車道広島浜田線（浜田自動車道）、一般国道186号、191号、261号、433号等が通り、インターチェンジが2か所設置されるなど、山陰山陽の間における交通の要衝となっています。

さらに、広島都市圏に接していることや交通条件、そして地域資源の活用等によって、観光・レクリエーションエリアとして、都市部との交流が多い地域です。中国・四国・九州地方において最も本格的なスキー場が集積する町です。

■ 北広島町の位置



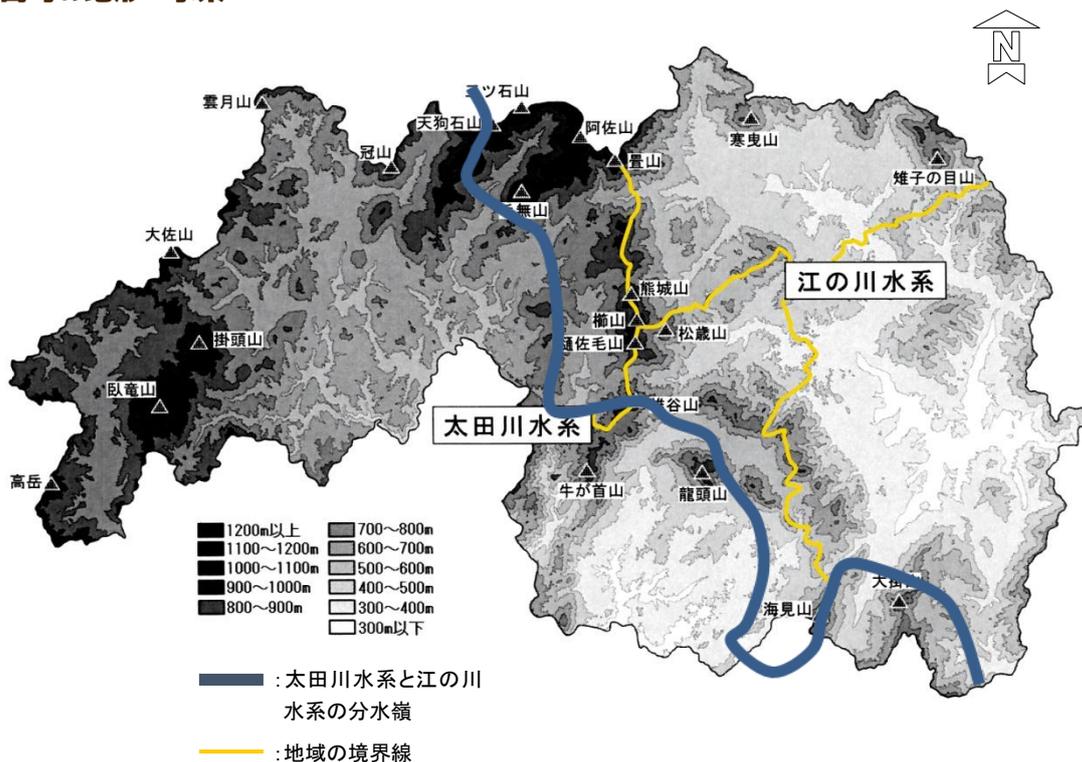
(2) 地勢

本町と島根県との県境付近には、中国山地の稜線が位置し、西から高岳、大佐山、冠山、天狗石山、三ツ石山、阿佐山、畳山と 1,000m級の山々が連なります。北西側の芸北地域では、県境付近以外にも臥竜山、掛頭山、毛無山等 1,000m級の山があり、集落地や農地は標高 700m台、600m台が中心で、800m台には牧場も位置し、高原状の地形となっています。また、本町の北東側の大朝地域は、芸北地域よりも標高は低いものの、江の川やその支流沿いに標高 400m前後の平地部が広がり、寒曳山等の山々やそれから延びる丘陵地等とともに、高原状の地形を構成しています。

これら高原状の地域の南に、千代田地域、豊平地域は位置します。このうち千代田地域は、江の川沿いにまとまった平地が盆地状に広がり、なだらかな丘陵地も存在します。豊平地域は、山々に抱かれながら平地部・集落地等が点的に立地し、高原状・盆地状の地区、丘陵地、河川沿いの山間地、棚田集落等、多様な地形条件となっています。

本町は中国地方を代表する江の川水系と太田川水系の2つの源流域に当たり、主として東側が江の川水系、西側が太田川水系となり、それぞれが日本海と瀬戸内海の2つの海につながります。

■ 北広島町の地形・水系

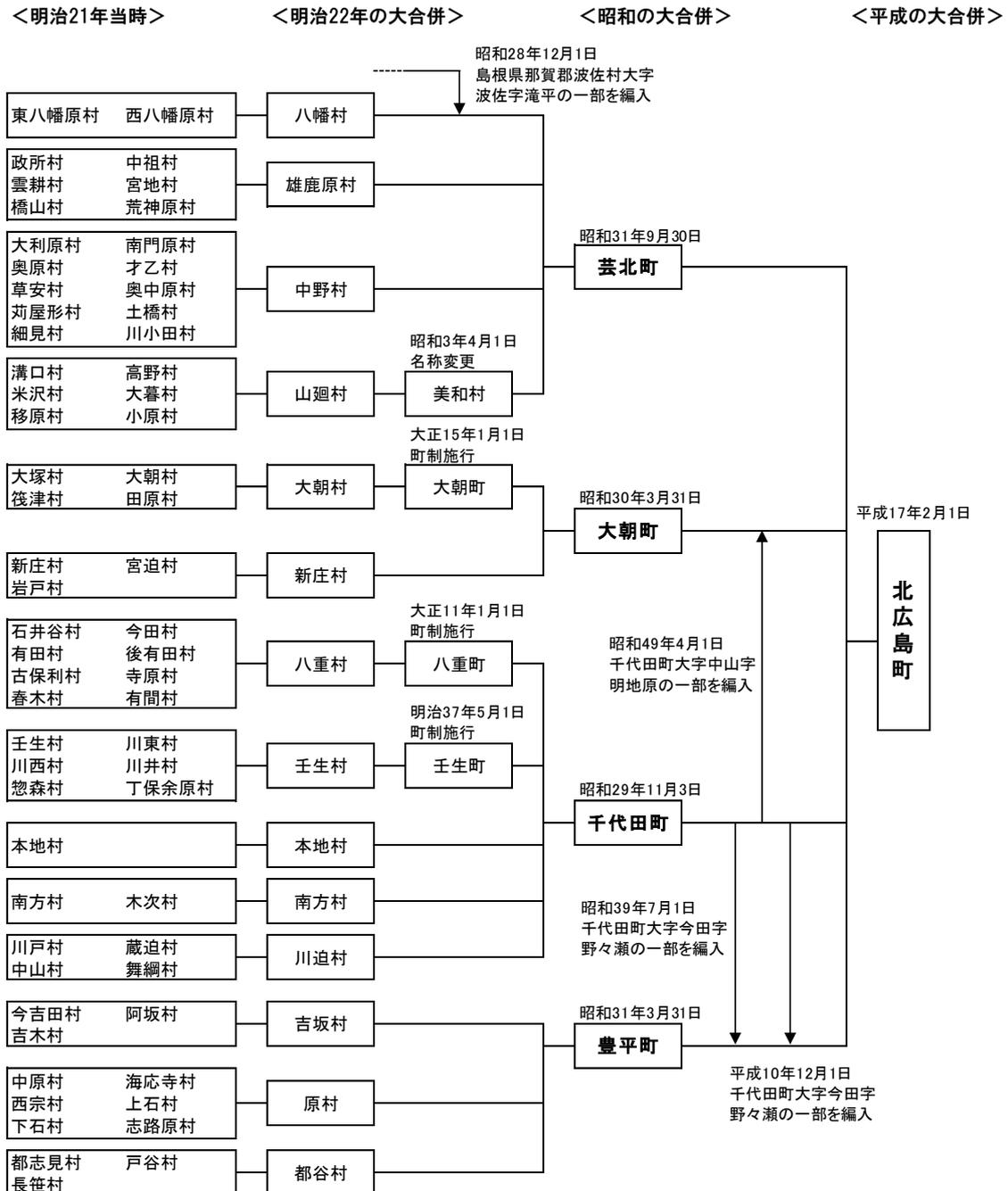


(3) 町の変遷

本町は、明治22年に明治の大合併で14村となり、昭和29年から昭和31年にかけての昭和の大合併を経て4つの町（芸北町、大朝町、千代田町及び豊平町）となりました。

平成17年2月1日、4つの町が合併して北広島町が誕生しました。

■ 町の変遷



2. 北広島町を取り巻く社会状況

近年の社会状況の変化及び今後想定されるリスクを以下の通り踏まえ、今後10年間のまちづくりの方向性を検討しました。さらに、後期基本計画策定に際して令和3年度における現状を踏まえ、施策検討の一助としています。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化

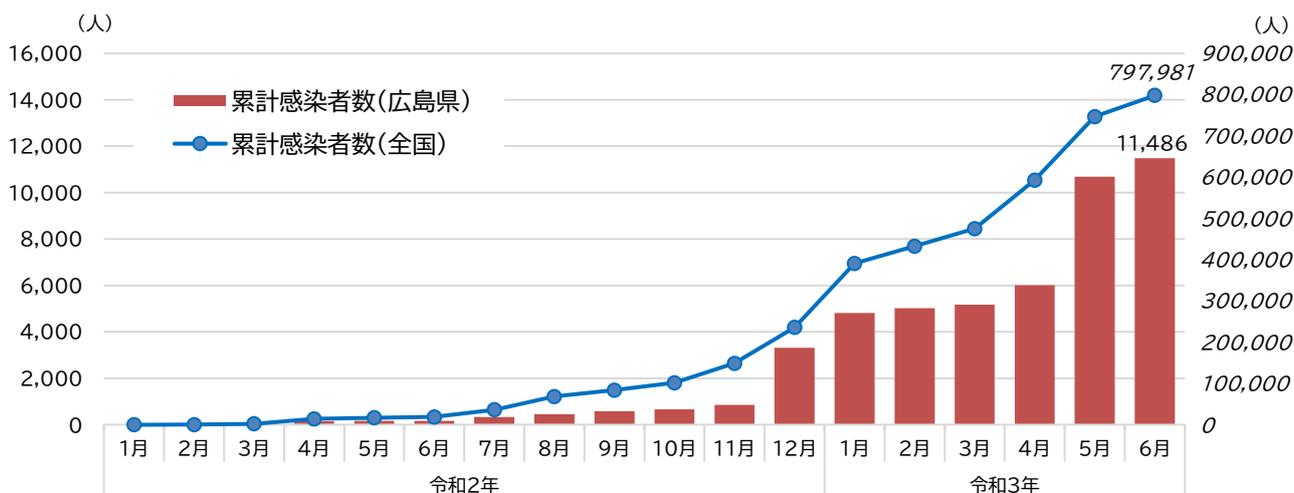
令和2年になってから世界中に感染が拡大し、多数の死者や社会情勢に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により、国内すべてに緊急事態宣言が発出され、経済活動そのものの停止や生活様式の一変など、これまでは考えられないような対応が求められる状況が続いています。

日常生活、経済活動、観光、安全安心、地域コミュニティ、最新テクノロジーなど、あらゆる場面で活動の自粛や停滞、新たな技術の一般活用といった様式の変容が起こっており、様々なダメージを受けるとともに、新しい時代や新常識の確立による新たなまちづくりや経済活動の形が出現しており、柔軟な対応を求められる変化の節目となっています。

北広島町では・・・

町自体でのコロナ感染者数は突出して多くはありませんが、広島県全体でのコロナ感染者増加を機に、緊急事態宣言が複数回発出され、本町においても飲食店や公共施設の自粛など、多大な影響を受けることとなりました。

■ コロナ感染者数（発表）の推移



(2) 持続可能な開発目標 (SDGs) に向けた取組

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、平成 27 年に国連サミットにおいて全会一致で採択された国際目標のことで、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12 年を年限とする 17 の国際目標と 169 のターゲット、232 の指標が定められました。

国においても、内閣府に「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」が設置され、具体的な取組について「SDGs アクションプラン」が策定されています。SDGs の多様な目標の追及は各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生の推進につながることを期待されています。

北広島町では・・・

まちづくり基本条例を制定し、新しい次代を見据え、人権を尊重し、心豊かな人づくりを行いながら、地域の資源を生かして、暮らしの安心と美しい自然を守っていきける住み良い北広島町を創ることを決意しました。「持続可能なまち」を目指し、将来世代が希望を持ち続けることができ、北広島町にかかわるすべての人による協働のまちづくりへの取組み、AI、IoT、ICT などのデジタル技術を活用した、DX (デジタルトランスメーション) の実現に向けた取組が展開されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs が掲げる 17 のゴール

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさも守ろう |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長も | 17 パートナースhipで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

(3) 少子高齢化・人口減少社会への対応

国においては重点的に少子化対策、高齢化社会対策が進められてきましたが、少子高齢化には歯止めがかからず、令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、支援の必要な高齢者が増加することが見込まれます。

主に少子化の原因は未婚化、晩婚化、有配偶出生率の低下などが挙げられ、その背景には個人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む多様な要因があるとされています。

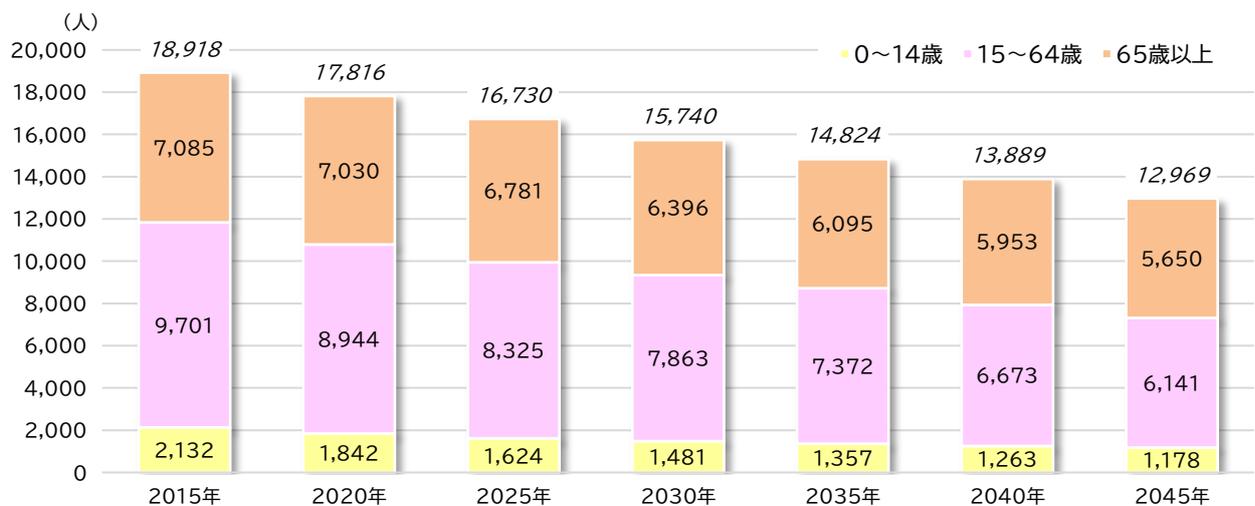
少子高齢化に伴う人口減少は、医療・介護・年金などに要する社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小、空き家の増加、地域公共交通の縮小、地域コミュニティの衰退、伝統文化・技術の継承の問題など、社会生活における様々な悪影響が生じることが懸念されます。

こうした状況に対し、国及び地方公共団体は「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかける地方創生の取組を行っています。また、令和2年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、低下した出生率を回復させている諸外国の施策等を参考にしながら、働き方改革や男性の育児参加を中心に長期的な展望に立った総合的な少子化対策を進めていくこととされています。

北広島町では・・・

平成27年(2015年)の総人口18,918人が本計画満了期間である令和8年(2026年)に最も近い推計年、令和7年(2025年)には16,730人と2,000人以上が減少するとされています。65歳以上の高齢者割合は、平成27年の37.5%から令和7年には40.5%まで上昇すると推計されており、1人の高齢者を生産年齢人口1.23人が支えるという状況が予想されます。

■ 北広島町の人口推計 (社人研推計 2018)



(4) 地域経済の活性化とグローバル化への対応

日本の経済動向は企業の世界進出や海外企業の国内展開などグローバル化の動きが活発化してきています。近年は米中の通商問題といった外需の一部が国内経済に影響をもたらしているものの、雇用・所得環境の改善が続き、個人消費、企業の設備投資等は増加傾向で推移しており、内需については緩やかに景気回復につながっていました。

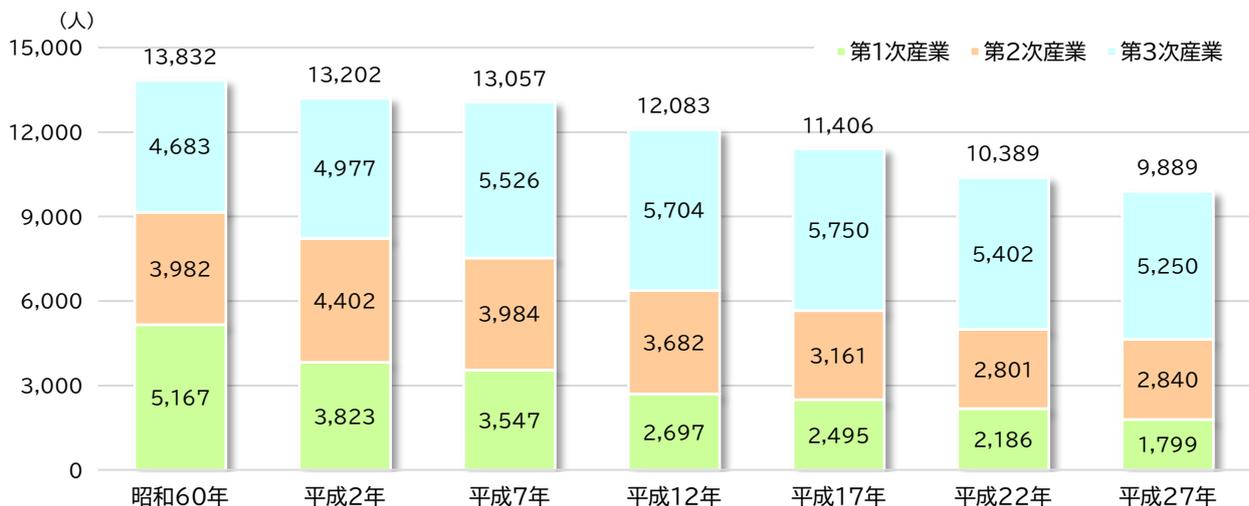
また、特に研究開発やソフトウェア投資の伸長をみると、AI やロボット技術実装をはじめとする「Society5.0」の実現に向けた取組が着実に進められています。

しかしながら現在、新型コロナウイルスにより、内外経済に甚大な影響をもたらしています。緊急事態宣言や外出自粛により、観光・運輸、飲食、イベントを中心とした経済消費が極端に落ち込み、倒産や廃業を余儀なくされる事業者も少なくありません。令和2年4月に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」においては、雇用と事業と生活を守るための支援や対応を図りながら、事態収束後の反転攻勢に向けた需要喚起及びデジタル化、リモート化などの社会変革の推進により、持続的な成長軌道に引き戻す対策がとられています。

北広島町では・・・

町の面積の多くを森林や農地が占めていますが、近年その割合は低下傾向にあり、農家数及び林家数も減少しています。それに対し、第3次産業の就業者数は平成27年現在で全体の半数以上を占めています。

■ 北広島町の産業構造の推移（国勢調査）



(5) 観光形態の変化

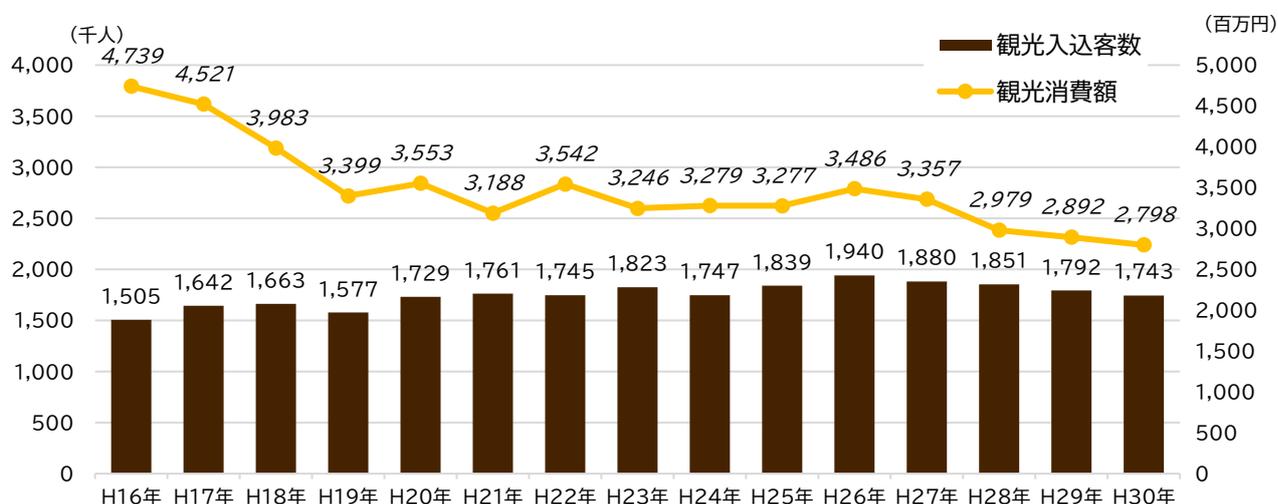
令和元年において、訪日外国人旅行者の増加はラグビーワールドカップ等の影響もあり、過去最高となる 3,188 万人となり、7 年連続で過去最高を更新しています。令和元年 6 月に決定された「観光ビジョン実現プログラム 2019」において、多言語対応や Wi-Fi、キャッシュレス対応など外国人観光客のための環境整備、外国人が楽しめる場の設置など、地域の新たな観光コンテンツの開発等に取り組みされており、リピーター訪日外国人の大都市から地域への流入も増加しています。国内旅行についても旅行消費額や延べ宿泊者数は増加傾向で推移しており、国内の観光消費額の 8 割は日本人観光客が占めています。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響により、入国制限等が行われ、令和 2 年 4 月には訪日外国人旅行者数が前年同月比でマイナス 99.9%まで落ち込みました。国内でも外出自粛により観光需要は極めてゼロに近くなり、旅行や宿泊はもとより、地域における貸切バス、飲食、物品販売などの業界で直接的な打撃を受けています。収束後の反転攻勢に向けた基盤整備を含め、「新しい生活様式」での旅行スタイルのあり方の検討が求められています。

北広島町では・・・

“壬生の花田植”の無形文化遺産登録により、観光入込客数は平成 26 年まで増加していましたが、その後、減少傾向が続いています。観光消費額は年々減少傾向にあります。

■ 北広島町の観光客数及び消費額の推移



(6) 安全・安心への意識の高まり

平成 23 年の東日本大震災をはじめ、平成 27 年の関東・東北豪雨に係る洪水被害、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年西日本豪雨災害、令和元年東日本豪雨災害など、大規模な自然災害が増えているほか、食の安全にかかる問題、子どもや高齢者をねらった犯罪、悪質商法等の消費生活に関する問題など、様々な面から安全・安心が求められています。

このため、国においては例え災害が起こっても、命を守りつつ、あらゆる事態を想定した迅速で柔軟な対応が可能となるよう「国土強靱化基本法」を定め、地域と連携した体制の確立を図っています。

また、子どもや高齢者の見守り活動をはじめ、災害時の救援活動、地域の防災活動等に大きな役割を持つ地域コミュニティの必要性が見直され、それぞれの地域やニーズに合った体制づくりが急務となっています。

一方で、感染症に対する危機意識は、コミュニティ等における集まりや普段の接し方にも変化を必要としており、これまでの地域コミュニティによる支え合いの体制等にも新たな考え方が求められています。

北広島町では・・・

土砂災害の発生の原因となる危険渓流や急傾斜地等の危険箇所について、見直しや改修を行っています。また、災害時に情報発信・情報収集が可能となる環境を整備しました。そのほか、町民、自主防災組織等の地域及び関係機関、事業者、行政が一体となって防災や減災に取り組んでいます。

(7) 高度情報化社会への対応

パソコンやインターネット、スマートフォンなどに代表される情報通信技術が世界規模で飛躍的に発展・普及し、容易に時間や場所を越えて情報の発信・受信が可能となる環境が整いつつあります。これにより、多様な情報の入手などが可能となり、テレワーク、リモートワークなど人々の生活スタイルや経済活動など、社会のあり方全般に大きな影響を与えています。

スマートフォン等の普及に連動した SNS (Social Networking Service) の普及に合わせて、個人が保有するモノ、場所、スキル、時間などの遊休資産をインターネットを介して他者と共有する「シェアリングエコノミー」が一般的に利用されはじめており、「デジタル経済」と呼ばれる新たな経済の形が生まれています。

また、医療や介護の分野における ICT の活用のほか、自動車、家電などあらゆるモノがインターネットにつながることで、情報のやりとりが可能になる「モノのインターネット」 IoT (Internet of Things) による新たな付加価値の創出なども進んでいます。

国においては第4次産業革命 (IoT、ビッグデータ、AI、ロボット、シェアリングエコノミー等) による技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、サイバー空間と現実世界を高度に融合させることにより、経済発展と社会問題を解決する「Society5.0」の実現を目指し、国連が掲げる SDGs にも貢献することが期待されています。

しかし、情報化が進む一方で個人情報保護や情報格差の問題、ネット上における特定個人への誹謗中傷、情報通信技術を悪用した犯罪の増加、情報過多とも言える多くの情報から正しい情報の享受・活用などの課題が生じており、これらを踏まえつつ、高度情報化を活用したまちづくりを進めることが求められています。

北広島町では・・・

多様な情報通信網の整備・利用促進や、便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供・効率的な行政運営に向けた電子自治体の実現に取り組んでいます。

(8) 持続可能な循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源消費型の社会経済システムにより、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境問題が深刻化しており、国際的枠組みで対策が講じられています。

わが国でも平成30年策定の「第5次エネルギー基本計画」により、令和12年のエネルギーミックスの実現に向けた再生エネルギーによる自給率の向上や、原子力発電への依存度の低減などの取組が示されています。また、令和2年の「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」においては、現状の「気候危機」に対して、「一人ひとりから始まる社会変革」の重要性が挙げられており、新型コロナそして気候危機をチャンスに変えていくための、脱炭素、循環経済、分散型社会への移行とポストコロナの経済社会の再設計の必要性について言及しています。

様々な危機に直面する中で、後世へ美しい自然環境や健全な生態系を維持していくためにも、ごみを減らしエネルギーを節約するのはもちろんのこと、一人ひとりが身近な生活の中で意識改革を図り、社会変化への対応と環境の保全に取り組んで行く必要があります。

北広島町では・・・

地域で調達できる資源を活用した地産エネルギーをはじめとした再生可能エネルギーの普及に取り組んでいるほか、「北広島町生物多様性の保全に関する条例」や「生物多様性きたひろ戦略」に基づいた環境保全が進められています。

(9) 誰もが尊重され活躍できる社会への対応

社会の成熟化に伴って、働き方や生き方における価値観が多様化し、ワーク・ライフ・バランスの実現など、個人が自分の希望を実現できる社会環境づくりが求められています。

こうした中、性別や年齢、障害や病気の有無にかかわらず誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現が政府において掲げられており、これに伴い、地方創生や生涯活躍のまち（日本版CCRC）、子どもの貧困対策や女性活躍の推進などの制度改革を進めています。

特に、男女共同参画において女性活躍の推進に向けた重点取組として男性の家事・育児参画や子育て・介護基盤の整備による女性の働きやすい環境づくりなどに力を入れられています。また、「共生社会」の実現を目指す中で、平成31年には「障害者活躍推進プラン」において、障害者が個性や能力を生かして活躍できる施策の推進が図られています。

北広島町では・・・

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援をする、ネウボラきたひろしま「てごてご」を開設し、子育て世代のサポートをしています。また、「第2期北広島町スポーツ振興計画」においては、心と施設のバリアフリーが推進され、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関係なく、全ての人が「きたひろスポーツ」を通じて交流し、誰もが安心して健康に暮らせる共生社会の実現に向けた取組が進められています。

(10) 地域経営の視点による行財政運営の確立

国や地方公共団体では、地方分権や地方創生の取組が進められており、自らの責任と判断により創意工夫して、地方での生活や仕事の希望を実現できるまちづくりが求められます。一方、少子高齢化・過疎化の進行に伴う税収減や老朽化が進む公共建築物・インフラ施設の更新問題等により、今後の財政状況はますます不確実性が増し、厳しいものになることが予測されます。

住民の価値観・ライフスタイルの変化や日常生活圏の拡大に伴い住民ニーズは多様化・高度化しており、画一的な行政サービスでは十分に応えることができなくなっている状況もうかがえます。

こうした中、国や地方自治体では政策目的を明確化したうえで統計データ等の合理的根拠（エビデンス）に基づいた政策立案を行う EBPM の推進により、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保を図っています。

今後は地域経営の視点で、官民協働をより強化し自立した地域運営の仕組みを構築する必要があります。

北広島町では・・・

社会保障費の確保や公共施設の更新等、対応が必要な問題が数多くある中で、今後、人口減少により税収減が予測されます。また、芸北地域、大朝地域、千代田地域及び豊平地域、それぞれの特色を生かしながら、まちづくりが進められています。

3. 第1次北広島町長期総合計画の成果と課題

(1) 第1次北広島町長期総合計画の「将来像」と「基本目標」

第1次北広島町長期総合計画では、北広島町の将来像を「『新田園文化のまち』宣言 北広島町」と設定しました。この将来像には、

- 北広島町は様々な地域資源を持ち、多面的な可能性を持っていること
- これまで、豊かな緑と水に育まれ、先達の手によって脈々と築かれてきた歴史があり、田園の営みの中で、多くの誇りある文化が生まれ受け継がれてきたこと
- 地域に息づく文化を大切に、大都市にはない価値と魅力、安全や安心、快適性を備えた、住みよく豊かさが実感できる新しい田園文化を築いていくこと

こうした思いが込められています。

そして、この将来像の実現に向けて、基本目標を「地域を再生し、定住・交流の拡大をめざす」と掲げています。また、まちづくりの展開方向として5つの柱を設定し、取組を進めてきました。

■ 第1次長期総合計画における将来像・基本目標・まちづくりの展開方向

将来像

『新田園文化のまち』宣言 北広島町



基本目標

地域を再生し、定住・交流の拡大をめざす



まちづくりの展開方向

- ① **安全で快適な生活環境づくり**
- ② **活力ある地域経済の創出**
- ③ **健康で安心して暮らせるまちづくり**
- ④ **ともに学び ともに輝くまちづくり**
- ⑤ **社会の変化に対応したまちづくり**

(2) アンケート調査による町民評価

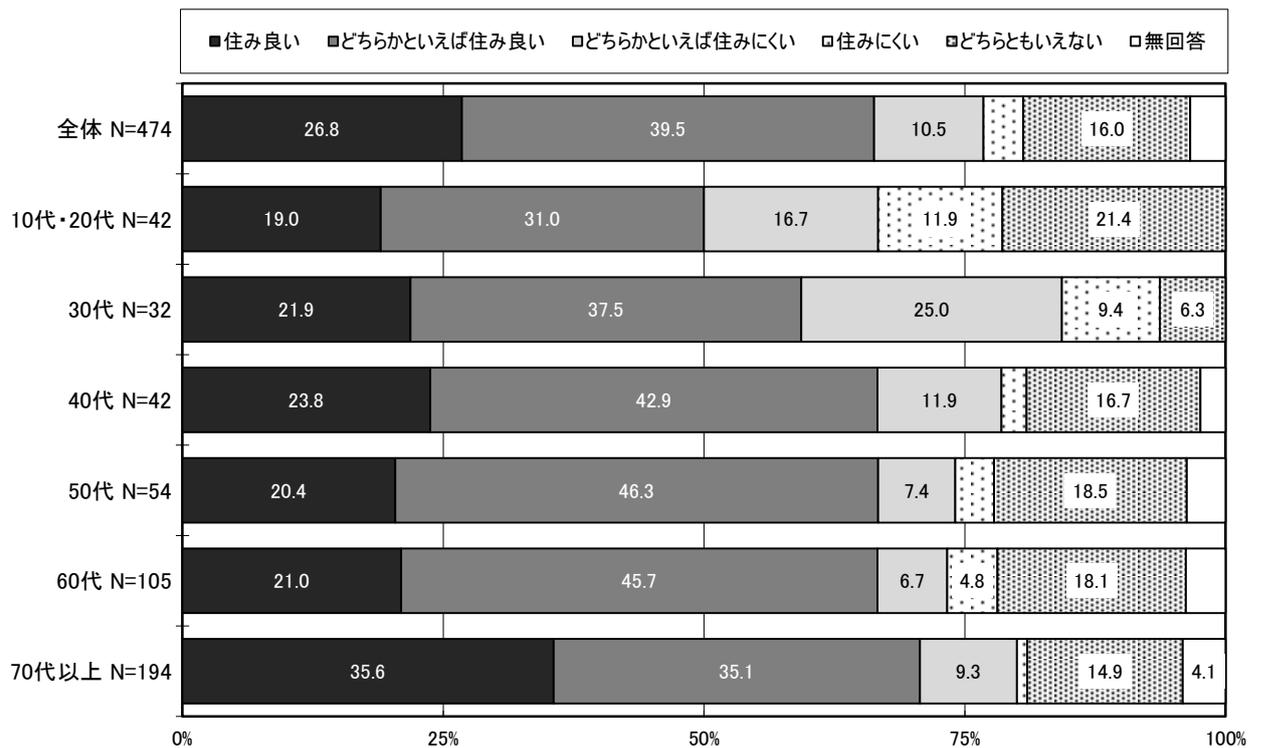
前期基本計画の施策推進状況及び後期基本計画の施策検討における基礎資料とするべく、町民アンケートを行いました。

■ 町民アンケート実施概要

項目	内容
調査対象者	令和2年11月1日現在、北広島町に住んでいる16歳以上の方
対象数	1,000人
調査期間	令和2年11月24日～令和2年12月6日まで
調査方法	郵送による配布回収、インターネットによる電子回答フォーム
回収結果	474件(うち、ネット回答14件) 回収率:47.4%

① まちの住み良さ

全体の約2/3の方が「住み良い」「どちらかといえば住み良い」と回答している反面、30代約1/3の方が「どちらかといえば住みにくい」「住みにくい」と回答しています。

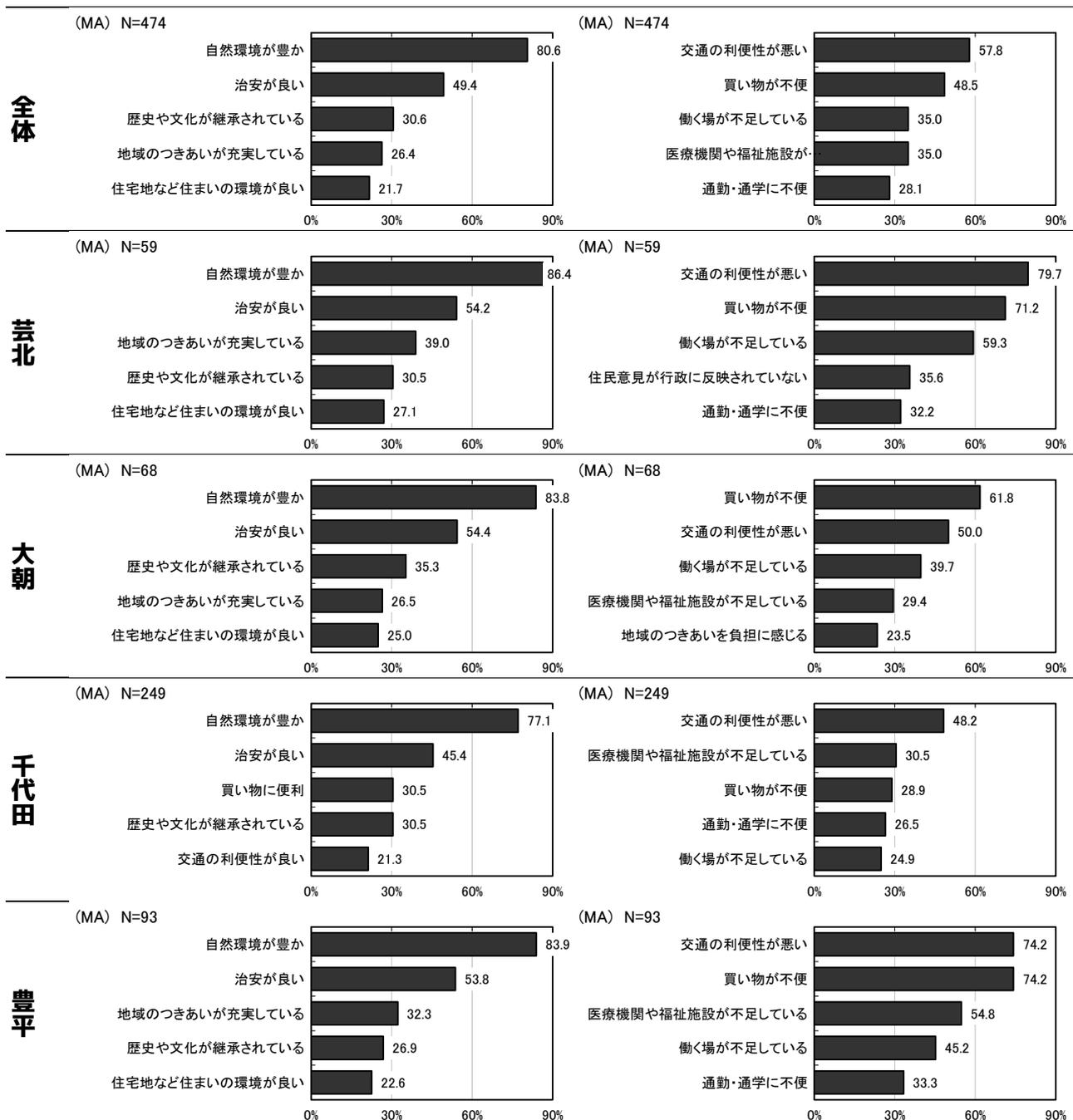


② 住み良いところ、住みにくいところ

住み良いところは地域を問わず「自然環境が豊か」「治安が良い」ところであり、住みにくいところは地域による格差が大きくなっています。特に各地域で「交通の利便性が悪い」が高くなっている中、大朝地域では「買い物が不便」が高くなっています。また、千代田地域では他の地域に比べて全体的に住みにくいという意見の割合が低くなっています。

【住み良いところ】

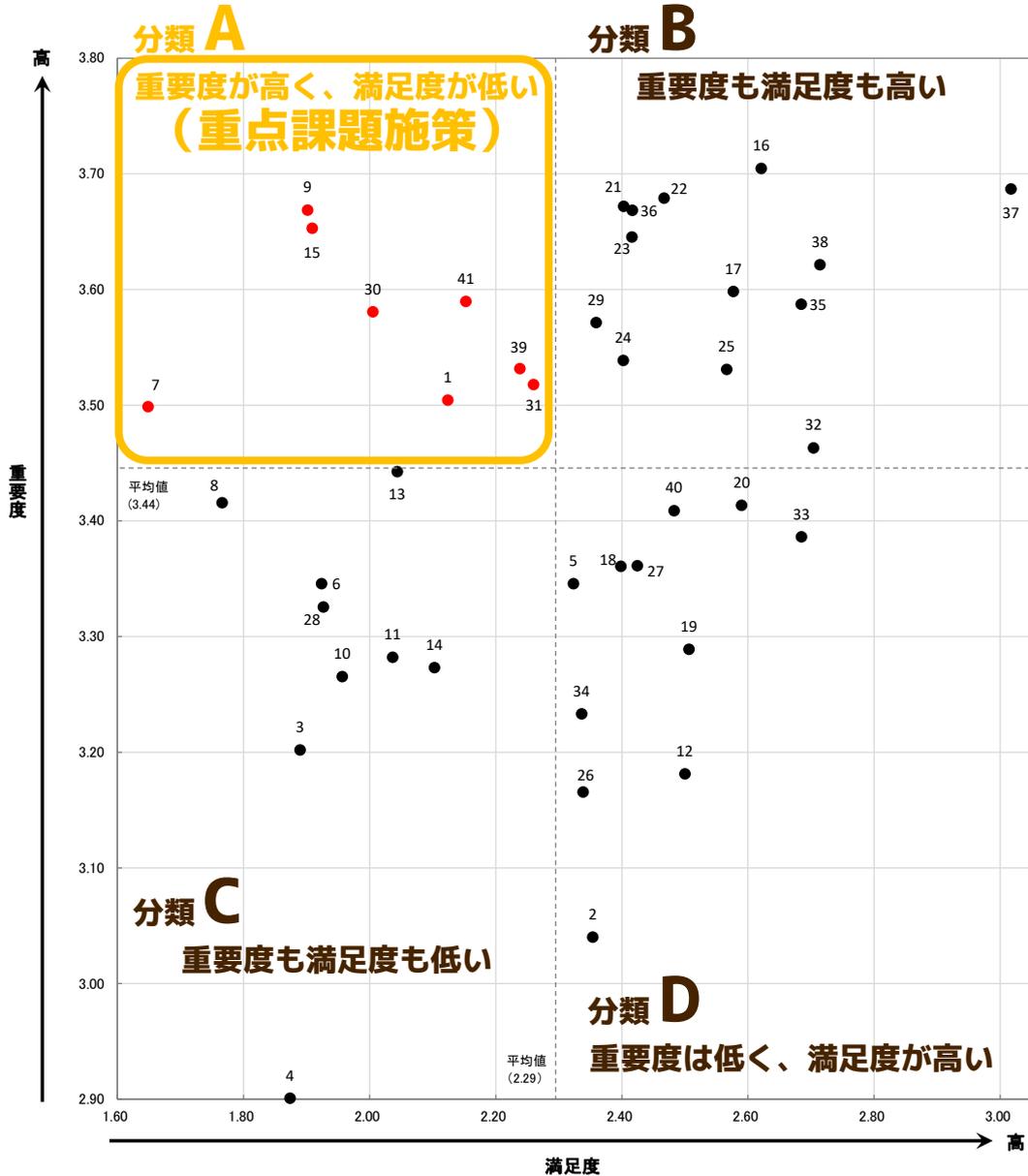
【住みにくいところ】



③ 満足度・重要度による評価

これまで前期基本計画で取組を進めてきた41の施策分野について、町民へのアンケート調査により、各施策の満足度（これまでの施策が評価できるか）・重要度（今後も重要な施策分野であるか）を把握し、今後集中的に取り組むべき施策の検討に活用しました。

■ 前期基本計画における施策の町民評価



<分析方法>

重要度と満足度は、それぞれ町の施策分野41項目について、無回答と「わからない」を除くすべての回答者の「満足度」「重要度」を下記の通り点数化して合計し、無回答と「わからない」を除く総件数でそれぞれ除したものです。

■ 調査結果の採点方法

重要度	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない
満足度	満足	どちらかというと満足	どちらかというと不満	不満
点数	4	3	2	1

■ 前期基本計画の施策体系と施策分野番号との対応

施策及び対応番号	満足度	重要度
平均値	2.29	3.44

<施策分野I> みんなで創造する爽りと活力のあるまち		
1 農業	2.12	3.50
2 農山村交流	2.35	3.04
3 林業	1.89	3.20
4 水産業	1.87	2.90
5 工業	2.32	3.35
6 商業	1.92	3.35
7 産業の担い手	1.65	3.50
8 新規事業・起業	1.77	3.42
9 雇用	1.90	3.67
<施策分野II> 誰もが愛着を持って暮らせるまち		
10 観光	1.96	3.27
11 交流	2.04	3.28
12 歴史文化	2.50	3.18
13 移住・定住	2.04	3.44
14 住まい	2.10	3.27
15 子育て	1.91	3.65
16 学校教育	2.62	3.70
17 青少年	2.58	3.60
18 生涯学習	2.40	3.36
19 スポーツ	2.51	3.29

※赤字は分類Aに属するもの

施策及び対応番号	満足度	重要度
<施策分野III> 心身ともに健やかで安心して暮らせるまち		
20 健康づくり	2.59	3.41
21 保健・医療・福祉	2.40	3.67
22 高齢者福祉	2.47	3.68
23 障がい者福祉	2.42	3.65
24 地域福祉	2.40	3.54
25 人権・差別解消	2.57	3.53
26 国際理解	2.34	3.17
27 男女共同参画	2.42	3.36
<施策分野IV> やすらぎと便利さを感じられるまち		
28 土地の利用	1.93	3.33
29 道路	2.36	3.57
30 生活交通	2.01	3.58
31 情報通信	2.26	3.52
32 循環型社会	2.70	3.46
33 美しい環境と景観	2.68	3.39
34 新エネルギー	2.34	3.23
35 上下水道	2.68	3.59
36 災害対策	2.42	3.67
37 消防・救急	3.02	3.69
38 防犯・交通安全	2.71	3.62
<施策分野V> 住民と行政が一体となって未来を創造するまち		
39 協働によるまちづくり	2.24	3.53
40 広域連携	2.48	3.41
41 効率的な行政運営	2.15	3.59

満足度の平均値は 2.29、重要度の満足度は 3.44 となっており、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低くなっている施策、つまり重点課題施策は「1. 農業」「7. 産業の担い手」「9. 雇用」「15. 子育て」「30. 生活交通」「31. 情報通信」「39. 協働によるまちづくり」「41. 効率的な行政運営」となっています。

④ めざしたいまちの姿

全体としては「高齢者・障がい者（児）・子どもが安心して暮らせるまち」が最も高く、40歳以上の年代でも特に高くなっています。40歳未満の若者世代では「商業・サービス施設が充実したまち」が最も高くなっています。

	全体 N=474	40歳未満 N=74	40～64歳 N=145	65歳以上 N=250
高齢者・障がい者（児）・子どもが安心して暮らせるまち	55.7	36.5	58.6	59.6
災害に強く安全で安心して暮らせるまち	36.7	25.7	34.5	41.6
農地・緑地などを保全する自然環境にやさしいまち	36.3	21.6	35.2	41.2
多くの企業が立地し、働く場が充実したまち	32.5	27.0	33.8	33.6
高速道路へのアクセスがよい通勤・通学に便利なまち	21.3	31.1	28.3	14.8
商業・サービス施設が充実したまち	20.7	43.2	22.1	12.8
自然や歴史を活かし、多くの観光客が訪れるまち	20.3	28.4	18.6	18.8
すべての人の人権が大切にされるまち	16.5	18.9	13.8	16.8
教育・文化・芸術が盛んなまち	13.1	21.6	15.9	8.8
広島市のベッドタウンとして住宅中心のまち	7.8	13.5	6.9	6.8
その他	2.7	2.7	3.4	2.4
無回答	3.8	-	2.1	6.0

(3) 団体ヒアリングによるまちづくりへの意見

町内の主要な役割を担う団体を対象にヒアリングシートへの記入及び聞き取りによるヒアリング調査を行いました。

■ ヒアリング対象団体

施策分野	長期総合計画との関係性 (基本的な方向性)	団体名
施策分野 Ⅰ	農業・畜産の振興	JA 広島北部 JA 広島市
	商工業の振興	北広島町商工会
施策分野 Ⅱ	交流を生むまちの魅力づくりと観光振興	北広島町観光協会
	生涯を通じた学習・スポーツの振興	芸北 大朝 千代田 豊平 総合型 スポーツクラブ
施策分野 Ⅲ	高齢者福祉の推進、障がい者福祉の推進、 地域福祉の推進	北広島町社会福祉協議会
	健康づくり・元気づくりの推進	(一財)どんぐり財団
施策分野 Ⅳ	自然環境の保全と良好な生活環境の維持	西中国山地自然史研究会(NPO 法人)
	災害や緊急時に強い地域社会の実現	北広島町消防団
施策分野 Ⅴ	町民と行政の協働のまちづくり	Landschaft(NPO 法人) INE OASA(NPO 法人) 八幡青年団(芸北) 100 プロ(大朝) 南風会(千代田) 赤鬼会(千代田) 商工会青年部豊平支部(豊平)

■ ヒアリング結果からみえる今後の課題

項目	内容
農林水産業、 商工業	<ul style="list-style-type: none"> 活躍する人材やポテンシャルの活用 地域の伝統や食の活用(新たに作る、定着させるなど) 小規模事業者存続のための、業種や地域を超えた連携 コレというブランドの確立(ブランドの地盤確立、生産強化、流通経路の確保) 事業者同士及び地域住民と企業との連携やネットワークの強化 地域・企業技術を生かした空き家や空き倉庫の活用
観光、文化、 スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> 観光スポット同士をつなげた面的な展開 町内2次交通の整備 観光を連携させた外貨獲得の仕組み 誰もが親しめるスポーツの充実 eスポーツなどへの早期の取り組み 地域組織と行政との連携や関係づくりの強化 文科系、芸術系の活動振興

項目	内容
子育て、教育	<ul style="list-style-type: none"> • 子育てのしやすい町、子どもが増える町への取り組み(最優先！) • 小中学校や保育園、地域やスポーツ団体との連携 • 地域性を活かした、その土地ならではの教育推進 • 普段から大人たちが地域で生き生きと暮らす様子を子ども達に見てもらう
健康、医療、福祉、人権、男女共同	<ul style="list-style-type: none"> • 地域コミュニティの維持 • 地域住民それぞれによる地域課題の自分事化 • 若いうちからの運動や健康づくりとあわせて、新しい楽しいことのコミュニティ活動への組み込み • リーダーが頑張るのではなく、一人ひとりが楽しめる環境づくり • 地道に長い目でお互いを尊重し合える福祉教育の浸透
住環境、交通、情報	<ul style="list-style-type: none"> • 移住・定住施策、特にUターン施策の充実 • 子どもたちへの集中的施策 • 空き家環境の情報整理が必要 • 高速インターネットの普及によるリモートワーク推奨等、新しい生活様式への態勢整備
自然環境、景観維持	<ul style="list-style-type: none"> • 萱や薪の利用率向上による健全な里山の保全 • 循環型の地域づくり • 教育、経済、文化など他分野を横断した特徴ある取組実施
防犯、防災	<ul style="list-style-type: none"> • 老朽化した施設への早期対応 • 自分事化して、万が一の状況に対応できる訓練や準備
まちづくり、住民協働	<ul style="list-style-type: none"> • 担い手不足等に対応した、お祭りや地域おこし活動自体の維持 • 住民や若者が求める形で、巻き込みながら一緒になって検討する場の設置 • 地域同士の連携や年代を超えた連携 • 行政とも一緒になって考える機会の創出(一方的に頼りたいということはない) • 行政職員も地域住民の一人として地域の中に入って動くこと

(4) ワークショップによる意見

密を避けながら、施策分野や重点プロジェクトに沿う形で住民意見を取り入れられるよう、各種セグメントを分類したインタビュー型のワークショップ実施しました。それぞれのセグメントの大きな方向性をまとめると以下の通りです。

地区セグメント: 芸北 大朝 千代田 豊平
 分野セグメント: 移住者 子育て世代 若者 計7区分



(5) 計画の取組状況と主要課題

前期基本計画では、5つの「施策分野」ごとに、優先的・重点的に取り組むべき施策をまとめました。ここでは、その取組状況及び成果、課題を整理します。

施策分野Ⅰ みんなで創造する実りと活力のあるまち

1. 活力ある産業のまちづくり

- 高齢化や担い手不足により、新たな荒廃農地が発生しており、新たな生産者の確保
- 農畜産物のブランド化が不十分であり、北広島町全体としての取組推進
- 実被害だけでなく生産意欲の低下にもつながる鳥獣害被害の抑制
- 森林整備の推進による森林の災害防止及び国土保全機能の強化
- 高齢化による廃業事業者の抑制に向けた、事業者の事業承継と経営計画の見直し
- 企業のニーズに対する大規模工業用地等の受け入れ整備

2. 新たな創業と働きやすいまちづくり

- お試し住宅利用者への農業体験機会等の提供
- 新しい時代を踏まえ、様々な形態を想定した空き家、空き店舗の活用検討
- 多様な企業ニーズへの対応
- 大学との連携による町内企業への長期インターンシップ支援等の充実

施策分野Ⅱ 誰もが愛着を持って暮らせるまち

1. 個性ある魅力にふれるまちづくり

- 大規模な修学旅行生等の受け入れ体制の確保・充実
- 老朽化した温泉施設の今後の活用方法の検討
- 魅力ある農畜産物の発掘と特産品開発の推進
- 道の駅「とよひらどんぐり村」全体の観光施設としての整備・充実
- 町内周遊のためのルートや仕組みの確立
- 個別のインバウンド客の誘致
- 過疎高齢化などに対応した花田植の継承や公開の維持

2. 住みたくなる・帰ってきたくなるまちづくり

- 移住者の声の集約及び情報発信内容の検討
- 移住者就労後のフォローアップ体制の構築
- 空き家建物の維持管理等、環境整備
- 公共施設等の老朽化に伴う、定期的な施設・設備の点検及び計画的な修繕
- 公園施設の維持管理

3. 夢と希望、豊かな学び合いにあふれたまちづくり

- 切れ目のない子育て支援
- 児童虐待防止のため各関係機関との連携強化と迅速な対応
- 子育て支援センターの利用促進
- ファミリーサポートセンター利用減少についての検証
- 安心安全な遊び場の環境整備
- 結婚後に町内で暮らし続けるための総合的なプロデュース
- 中学校北広島版キャリア教育のさらなる充実
- 高等学校による魅力アップの取組における事業内容の検証
- 特別の配慮を要する児童生徒に対する支援員の人材確保
- 小中学校等教育関連施設等の老朽化への対応
- より質の高いコミュニティ・スクールの取組となるための人材の確保
- 地域の拠点としての「まちづくりセンター」の連携・協働型取組の推進

施策分野Ⅲ 心身ともに健やかで安心して暮らせるまち

1. 誰もが安心して暮らせるまちづくり

- 元気づくり推進事業の実施会場の維持・確保
- 各種健診（検診）事業の継続的な受診勧奨
- 感染症防止対策の強化及び既存の医療体制の維持
- 児童虐待防止の徹底
- 高齢者や障害者等の就労機会の確保
- 認知サポーター養成講座の充実実施
- 障害者の自立支援及び福祉の向上のため、適切なサービス提供
- 障害者がスポーツを通じて地域と交流できる事業の継続

2. みんながお互いを尊重し合えるまちづくり

- 人権教育に関する講演会等開催についての有効な広報手段の検討
- 固定的性別役割分担意識の解消
- 配偶者等からの暴力被害に対する支援や安心して暮らすことのできる環境の整備

施策分野Ⅳ やすらぎと便利さを感じられるまち

1. 生活の利便性が確保されたまちづくり

- 地籍調査手法や地籍調査の効率化の検討
- 災害等により、破損した道路、橋梁の維持・修復
- 公共交通の利用促進及び利便性の向上
- インターネット通信環境の改善
- 学校だけでなく家庭でも活用できる ICT 教育環境の整備

2. 自然と調和した暮らしと景観を守るまちづくり

- 潜在的な不法投棄やポイ捨て常習者への対策
- 循環型社会の形成における町職員全体の意識強化
- 木質バイオマスの利用拠点となる木材集積場の整備
- 野外活動（観察会）の需要増加に伴う対応スタッフの増員・確保
- 放置山林の整備と林地残材の利用検討
- 老朽化が進む重要管路の更新

3. 地域で共に助け合う安全・安心のまちづくり

- 自主防災組織及び地域防災リーダーの活動内容の周知
- 実災害を想定した人員体制・施設・設備の強化（BCPの推進、大規模停電等への対策）
- 災害に対する町民への広報・啓発
- 将来に向けた根本的な消防のあり方の見直しや国・県に対する財源措置等の要望
- 豪雪時の除雪対応体制の充実
- 町内既設の防犯灯LED化の拡大
- 高齢者等、電話相談もオンライン相談もできない潜在的被害者に対する消費者相談の充実
- 交通事故発生件数ゼロを目指した啓発活動の実施

施策分野Ⅴ 住民と行政が一体となって未来を創造するまち

1. 町民の視点に立った協働のまちづくり

- まちづくり懇談会への参加者数（特に若い世代）の維持・増加
- 地域課題に取り組む人材の連携と住民の自発的な活動の活発化
- ふるさと納税返礼品協力事業者の充実
- 地域振興事業に対する効果の検証及び進捗状況・方向性の検討実施

2. 健全な行財政運営によるまちづくり

- サイクリング・里山登山・毛利関連・神楽・緑化での県内連携による魅力づくりの継続
- 広島市との連携中枢都市圏形成に係る事務の効率化や一体的な観光振興等の実施
- 公共施設等の実態把握、公共施設の更新、統廃合、長寿命化などの計画的な推進

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

第2章 めざすまちの将来像

第3章 重点方針と施策分野

第4章 計画の推進方策

第1章 まちづくりの基本理念

本町が定める北広島町町民憲章を、まちづくりの基本理念として下記の通り示します。

北広島町町民憲章

前文

私たちは、先人たちの思いを受け継ぎ、源流域の自然と田園文化が息づく北広島町で暮らすことに誇りを持ち、平和で豊かな郷土を築くためにこの憲章を定めます。

本文

1. 自然の恵みを大切にし、生かし、美しく住みよい町をつくります。
1. 伝統を大切にし、文化を高め、次世代につながる町をつくります。
1. 人を大切にし、互いを認め、思いやりのある町をつくります。
1. 地域の産業を大切にし、希望あふれる町をつくります。
1. 健康を大切にし、笑顔が輝く、活力ある町をつくります。

平成 27 年2月1日制定

第2章 めざすまちの将来像

1. めざすまちの将来像

本町が定める北広島町町民憲章を、まちづくりの基本理念として下記の通り示します。

人口減少、少子高齢化、過疎化といった社会状況の急激な変化の中において、北広島町がこれからの10年も輝き続けるために、そして、北広島町の未来を担う世代がこの場所で自分の力を発揮したい、貢献したいと思えるまちとなるために、北広島町がこれまで培ってきた「本物の暮らし」を、一人一人の力で維持・発展させ、発信していくことが大切です。

北広島町には、多様な自然やこれまで脈々と培われてきた歴史・文化にふれ、温かな人のつながりを通じて“感動”が生まれる暮らし、生活の土台にある水・森をはじめとした豊かな自然環境と共生し、その力を最大限に生かす持続可能な暮らし、農村の価値を見直しながら自分らしく働くことができる暮らしがあります。北広島町が次世代に、町内外に堂々と価値を伝えられる「本物の暮らし」にさらに磨きをかけ、子供たちに対する教育や、農山村交流、神楽や花田植等の歴史・文化、町民相互の交流・活動等をさらに発展させることにより、北広島町だからこそ味わえる感動を新たに創造し、提供できるまちをめざします。

そして、産業の集積地として、都市との近接性と北の交流拠点として、地の利を活用したまちづくりを推進し、人が集い、つながり、行き交う、にぎわいのあふれた活力あるまちをめざします。

こうして掲げたまちの将来像の実現に向けたスローガンを、「新たな感動・活力を創る北広島 ～人がつながり、チカラあふれるまち～」とします。新たな制度や仕組み、テクノロジーの導入を積極的に行いながら、住民や地域、企業・団体、行政が総力を結集し、北広島町に暮らし、関わる一人一人が、自分らしく活躍し、様々な人とつながり、多様な発想や活動が生まれていく、みんなが主役のまちづくり、人がつながり、力（チカラ）にあふれたまちづくりを推進します。

めざすまちの将来像

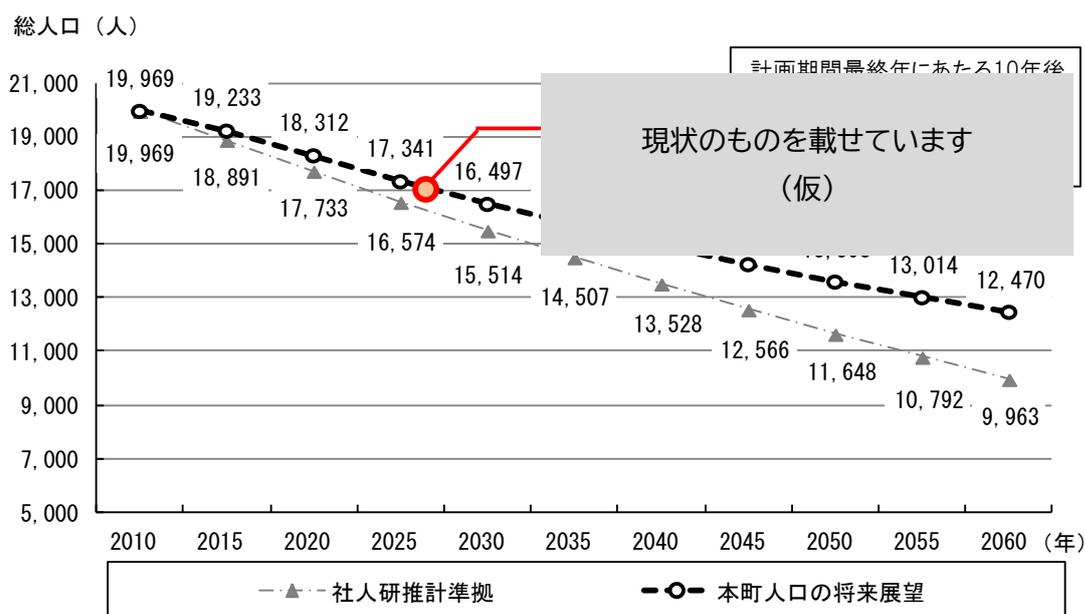
新たな感動・活力を創る北広島

～人がつながり、チカラあふれるまち～

2. 目標人口

本町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）において、令和 7（2025）年に 16,730 人と推計されています。本町人口ビジョンでは、出生率の改善と転入増加・転出抑制の施策を推進することで、令和 7（2025）年の目標人口を **17,341 人**と定めており、本計画においては、本町人口ビジョンを踏まえ、計画期間の最終年となる令和 8（2026）年の人口を **17,172 人**以上とすることを目標とします。

■ 総人口の推移と推計



- ※本町人口ビジョンで定めた本町人口の将来展望では、社人研の推計値に基づき、出生に関する仮定として
- 合計特殊出生率について、2025 年に県民希望出生率である 1.85、2035 年には人口置換水準である 2.07 として以降一定で推移するものと仮定
 - 2015 年から 2025 年、2025 年から 2035 年の合計特殊出生率は段階的に上昇するものと仮定
- また、移動に関する仮定として
- 社人研推計による純移動率を基本としつつ、平成 22(2010)年から平成 27(2015)年の直近の転入・転出状況を加味し（住民基本台帳人口より）、2015 年から 2060 年まで、5年ごとの社会動態が社会増で推移するものと仮定
- 上記の通り設定し、推計を行いました。
- ※本計画における令和8(2026)年の将来人口の見通しは、2025 年から 2030 年の5年間の人口増減数から、1年間の人口増減数を割り出し算出しています。

第3章 重点方針と施策分野

1. 基本構想

■ めざすまちの将来像

新たな感動・活力を創る北広島

～人がつながり、チカラあふれるまち～

■ 重点方針

ひとつひとつをつなげて
将来像の実現へ

町内外に向けた情報発信・情報の共有

<人や組織連携>

地域に根付き未来を担う
ひとづくり

感動・活力の
好循環を生み出す

UIターン促進による
移住・定住人口の維持・増加

<更なる人口の獲得>

<環境や場>

働く場の創出と魅力向上

誰もが元気で、安心して
暮らし続けられる環境づくり

集落機能の維持や災害に
備える仕組み・体制の強化

魅力の増幅による
交流人口・関係人口づくり

<町外とのつながり>

人や地域をつなぐネットワークの強化

2. 重点方針

本町のめざす将来像を実現するため、前期基本計画の重点方針に加えて情報発信・情報共有などを重視しながら、それぞれが循環していくイメージを持たせるとともに、Iターン、Jターンについても目を向け、移住・定住の前段階となる交流・関係人口の創出にも力を入れていくものとしています。

地域に根付き未来を担うひとづくり

あらゆるまちづくりにおいて、推進の主体となるのは「ひと」であり、本町では「ひとづくり」に重点的に取り組みます。本町に立地する企業の就業者、農業をはじめとする産業の担い手、地域活動の担い手等、地域に根付くひとづくりを推進します。また、本町の自然・歴史・文化と積極的に関わり、地域の人と交流することで、本町で育ったことへの誇り、このまちの一員としての意識を持つ、未来の北広島町を担う子ども・若者・大人の育成に重点的に取り組みます。

働く場の創出と魅力向上

北広島町の働く場としての魅力を高めるとともに、本業に加えて農を生活に取り入れる「半農半X」やパラレルキャリア等、多様な働き方が可能なまちづくりを進め、定住促進の観点から町内外に提案・発信します。また、産地強化等による魅力ある農業基盤をつくり、新規就農者等の農業の担い手確保に重点的に取り組みます。併せて、就業者の確保や販路拡大に向けたマッチング支援等、本町に立地する企業の事業環境の向上に取り組みます。

誰もが元気で、安心して暮らし続けられる環境づくり

すべての人がいつまでも健康で元気に暮らし続けられるよう、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた健康づくり、元気づくりを推進します。学校においては「安全文化」の創造と総合的な危機管理の充実による学校事故の防止に取り組みます。そして、子育て家庭が安心して子育てができ、障害者や要介護者、認知症のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境を、住民・地域・団体・民間事業者・行政の協働によりつくります。

集落機能の維持や災害に備える仕組み・体制の強化

人口減少や後期高齢者の増加等による人口構造の変化、過疎化の進行による集落機能の低下、大規模災害の発生等、今後想定されるリスクを踏まえ、集落機能を維持するための協働の仕組みづくりや交通、買い物等の生活利便性確保に向けた対策、災害への対策・対応を強化します。

魅力の増幅による交流人口・関係人口づくり

豊かで多様性のある自然環境や多彩な特産物、神楽や花田植等の生活に根付いた歴史・民俗文化、「する」「みる」「ささえる」スポーツなど、北広島町の魅力・強みをさらに伸ばし、たくさんの方に来訪していただくことで、交流人口の増加を図ります。また、オンライン観光や通信販売、ふるさと納税等をきっかけとして、特産品や本町自体へのファンをつくり、本町出身者や親戚関係者だけではなく、外から北広島町を支えてくれる関係人口の構築にも力を入れます。

UIJターンの促進による移住・定住人口の維持・増加

本町を訪れたことがある方を中心に、さらに本町の自然環境や人のつながり、住みやすさなど移住・定住先としての魅力や“他との違い”を効果的に発信することで、UIJターンを促進します。本町で育つ子どもたちへのふるさと教育、世代間交流についても、UIJターン促進の視点を持ちながら実施します。

町内外に向けた情報発信・情報の共有

本町では市域が広く、芸北、大朝、千代田、豊平の旧町単位で地域活動や行政施策などが完結してしまい、地域を越えた情報の共有が不十分です。さらに、北広島町の魅力を整理した観光情報や移住・定住の情報などを町外、県外に広げていくことも必要です。現在、あらゆる場面でこれらの情報発信や情報共有が不足かつ求められており、今以上に強化した取組を進めていきます。

人や地域をつなぐネットワークの強化

これまでの前期基本計画によりひとづくり、場づくりの方針を推進してきた結果、ひとや環境は育っている状況が散見されます。しかしながら、旧町単位での独自性が高く、それぞれが単独で動いており、かつ人同士、企業・組織同士の連携が不足していることから、点・線の施策から面の施策の展開となるよう、ネットワークを強化していきます。

3. 施策分野

「めざすまちの将来像」を実現するため、重点方針を踏まえつつ、下記の5つの施策分野のもと、取組を進めます。

施策分野Ⅰ 活力ある産業の創造と成長

産業の担い手確保や農産物のブランド化、町内企業の経営力強化への支援等により町内産業を活性化し、自らの適性に応じて多様な働き方が可能な働きやすいまち、雇用環境が充実したまちをめざします。

施策分野Ⅱ にぎわいと活気に満ちたまちづくり

本町が有する自然や歴史・文化を次世代に継承し、その魅力を町内外に発信するとともに、観光プロモーションに官民協働で取り組みます。また、移住・定住を促進する総合的な環境の整備や、人・自然・歴史・文化にふれられる学びにあふれたまちづくり、ふるさとへの誇りの醸成に取り組みます。

施策分野Ⅲ 安心して元気に暮らせる地域の創出

健康で元気に暮らし続けられるための環境整備や支援を推進するとともに、高齢者や障害者、ひとり親家庭、生活困窮者等、誰もが安心して暮らすことができるまちづくり、助け合い・支え合いにあふれたまちづくりを推進します。

施策分野Ⅳ 生活基盤の強化・強靱化

買い物や医療・福祉サービス等、生活機能を維持するための拠点づくり、交通・情報環境の整備等によるネットワーク化等、生活のしやすいまちづくりを推進します。また、人々の営みの基盤となる自然環境の保全や美しい景観の継承、災害や犯罪等への対策を強化します。

施策分野Ⅴ 住民のための行財政運営

住民の自発性に基づく取組に行政が支援する、住民と行政が共に活動するなど、住民と行政の協働によるまちづくりと地域を担うひとづくりを推進します。また、本町を取り巻く厳しい財政状況を踏まえた、職員一人一人の能力を生かした効果的で効率的な行政組織の構築に今後も取り組みます。

4. 計画の体系

施策分野	基本的な方向性	施策の展開
I 活力ある産業の 創造と成長	1 農業・畜産業の振興	①農用地の保全・集積
		②多様な担い手の育成・確保
		③環境に配慮した農業形態の実現
		④農畜産物のブランド化及び販売強化
		⑤農業を支える基盤づくり
	2 林業・水産業の振興	①森林環境の保全と活用
		②林業を支える基盤づくり
		③水産業を支える基盤づくりと河川環境の保全・活用
	3 商工業の振興	①商工業を支える基盤の強化
		②魅力ある商工業機能の形成と特色ある取組展開
		③経営力強化に向けた支援
		④企業立地の促進と立地環境の向上
	4 起業支援と担い手育成	①起業への支援と担い手づくり
		②雇用機会の確保・拡充
		③就労に係る情報提供と相談体制の充実
	II にぎわいと活気 に満ちたまちづ くり	1 暮らしの基盤となる住環境の充実
②定住につながる質の高い住まいの整備		
③公園や広場等の身近な生活環境の整備・充実と適切な管理		
2 子供の健やかな成長を支える環境づくり		①子育て家庭に寄り添う多様な支援
		②保育サービス等の充実
		③子供の遊び・学びを創る環境の整備・充実
		④結婚促進へ向けての支援
3 すべての人への充実した教育・学びの提供		①郷土を愛し地域を担う人材の育成
		②学校経営と校種間連携の基盤強化
		③「体・徳・知」のバランスのとれた力の育成
		④安全・安心な教育環境の充実
		⑤地域による教育力の向上と青少年健全育成環境づくり
		⑥生涯学習の推進と、学びをまちづくりに生かす活動の推進
4 歴史・文化・伝統の継承と発信		①自然や歴史・文化遺産の保全と利活用
		②芸術文化活動の推進
		③文化財や文化施設等の相互連携と有効活用
5 移住・定住を促すPRと受け入れ体制の強化		①総合的な移住・定住促進体制の強化
		②移住・定住先としての魅力づくりとPRの強化
		③UIJターン支援体制の充実
6 交流を生むまちの魅力づくりと観光振興		①「地元愛」による地域ぐるみの観光振興
		②「稼ぐ」観光関連産業づくり
		③観光地としての満足度の向上
		④国内外に向けた「きたひろしまの魅力」発信
		⑤一体的・持続的な観光推進
7 スポーツを通じたまちづくりの推進		①生涯スポーツを通じたまちづくり
		②競技スポーツを通じたまちづくり

施策分野	基本的な方向性	施策の展開
Ⅲ 安心して元気に 暮らせる地域の 創出	1 地域福祉の推進	①地域ぐるみで取り組む人にやさしいまちづくり ②ひとり親家庭や生活困窮者等への支援
	2 健康づくり・元気づくりの 推進	①健康寿命の延伸に向けた元気づくりの推進
		②地域医療体制の整備・充実
		③妊娠期からの切れ目ない支援の推進
	3 高齢者福祉の推進	①社会参加・生きがい活動の促進
		②介護予防の推進
		③在宅介護支援及び介護サービス提供体制の充 実
		④認知症高齢者施策の充実
		⑤高齢者の権利擁護とサービスの質の確保
	4 障がい者福祉の推進	①自立した暮らしの支援
		②就労・地域活動の支援
	5 人権尊重及び男女共同参 画	①人権教育・啓発の推進と相談体制の充実
		②男女共同参画の推進
		③男女間の暴力や人権侵害の防止
	Ⅳ 生活基盤の強化・ 強靱化	1 地域の拠点づくりとネット ワークの形成
②多彩な拠点の形成とネットワーク化の推進		
2 交通環境の整備と移動に 係る利便性の確保		①道路網の整備促進
		②安全で快適な道路環境と維持管理の充実
		③生活交通の維持と確保
3 情報通信技術の基盤整備 と利活用の推進		①地域情報通信基盤の整備と電子自治体の構築
		②情報化に対応したひとづくりと個人情報保護の 推進
4 自然環境の保全と美しい 景観の維持		①環境に配慮したごみ処理体制の充実
		②エネルギー資源消費の抑制と温室効果ガス排出 抑制
		③地域美化と環境衛生の維持・向上
		④生物多様性と自然環境の保全
5 水を大切に作る暮らしの 維持		①上水道の整備
		②汚水処理施設の整備及び円滑な下水等の処理
6 災害や緊急時に強い地域 社会の実現		①防災体制と災害時の対応強化
	②消防・救急体制の強化	
7 安全な暮らしの確保	①協働による除雪対策の推進	
	②防犯対策・消費者保護対策の充実	
	③交通安全対策の充実	
Ⅴ 住民のための行 財政運営	1 町民と行政による協働の まちづくり	①行政情報の共有と広聴機会の充実
		②住民と一体となったまちづくり
		③コミュニティ施設の整備・充実と有効活用
	2 健全な行財政改革	①広域的な連携の推進
		②効率的な行政運営の推進
		③健全な財政運営の推進
④地方公営企業等の経営改善		

第4章 計画の推進方策

1. 計画の推進方策

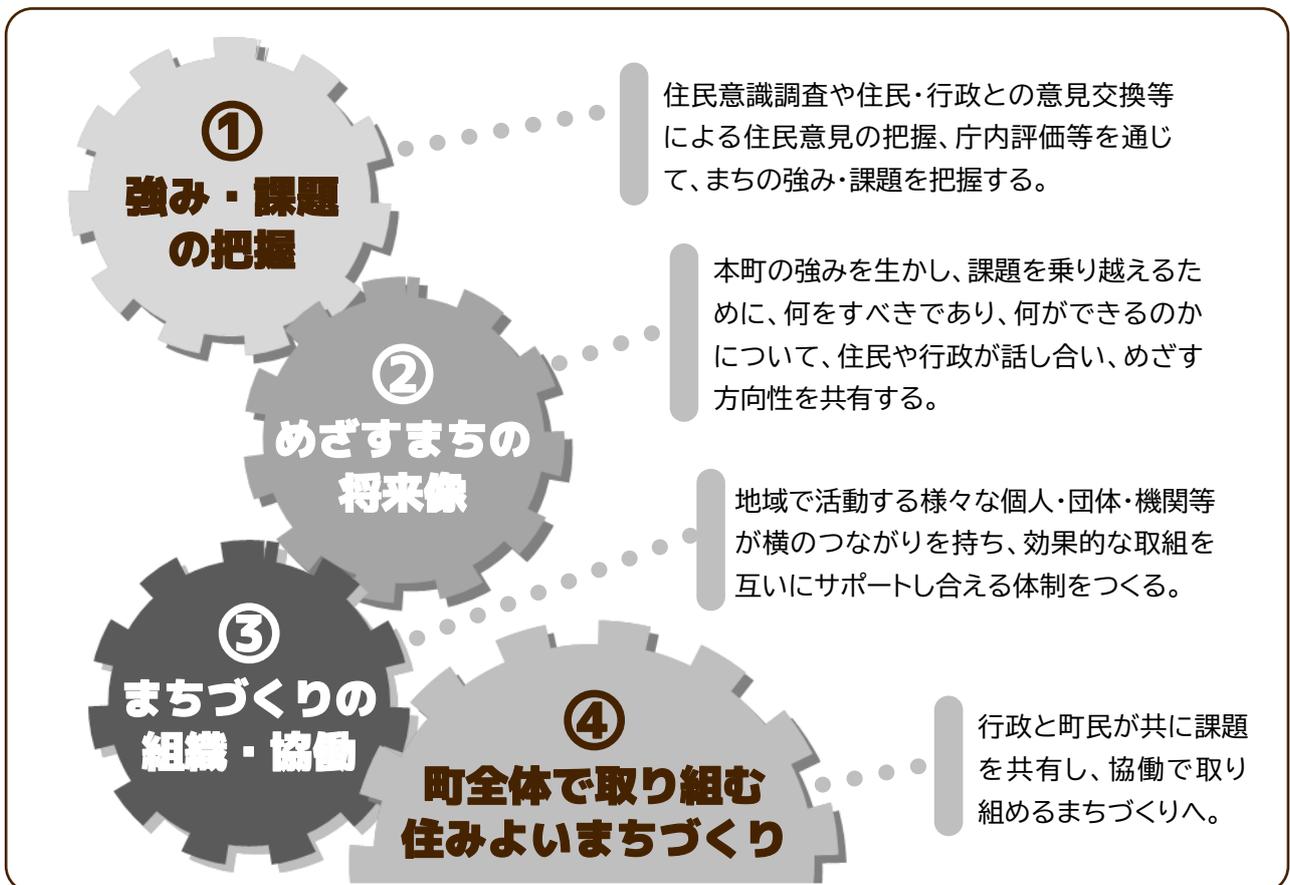
(1) 総合計画推進プロジェクトチーム（仮）による推進

庁内での推進チームを立ち上げ、重点方針のもとで設定する重点的な取組を中心に施策の選択と集中、庁内評価を行い、計画を推進します。

(2) 地域との連携

町内4つの地域協議会を中心に、地域の自主性を尊重し、町と連携を図りながら、効果的なまちづくりを推進します。また、「めざすまちの将来像」の実現に向けて、官民が定期的に検討する仕組みを設けます。さらに、協議会ごとの取組を支援するだけでなく、個人・団体・機関等の横のつながり、地域間連携を促し、効果的な課題解決につながるよう支援します。

■ 地域との連携による計画推進のプロセス



(3) 広域連携及び国・県との連携

広島広域都市圏や近隣市町との連携、国や広島県との連携を図り、効果的なまちづくりを推進します。

(4) 民間事業者・関係機関とのパートナーシップ

民間のノウハウや技術を積極的に活用し、「産官学金」がそれぞれの強みを発揮しながらまちづくりを推進します。

2. 計画の進捗を評価・検証する体制の構築

本計画で設定する目標の達成状況を評価・検証し、効果的な施策の改善を図る体制として、まちづくり総合委員会を引き続き設置します。評価・検証は、数値目標やKPIの設定、アンケート調査による町民満足度の経年的な把握等により、客観的な数値を用いて実施します。

後 期 基本計画

第3編

施策分野1 活力ある産業の創造と成長

施策分野2 にぎわいと活気に満ちたまちづくり

施策分野3 安心して元気に暮らせる地域の創出

施策分野4 生活基盤の強化・強靱化

施策分野5 住民のための行財政運営



施策分野1

活力ある産業の 創造と成長

<施策>

1-1 農業・畜産業の振興

1-2 林業・水産業の振興

1-3 商工業の振興

1-4 起業支援と担い手育成

重点的な取組

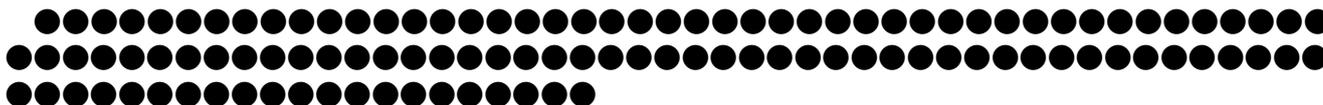
①

まちの現状



農業・畜産業の振興

■ 施策の方向性 ■



▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
新規就農者数		
集落営農法人等による集積面積		
学校給食地産地消事業		
北広島軟弱野菜ブランド構築事業		

▼ 施策の展開 ▲

①農用地の保全・集積.....  

②多様な担い手の育成・確保.....  

③環境に配慮した農業形態の実現.....  

④農畜産物のブランド化及び販売強化



⑤農業を支える基盤づくり





施策分野2

にぎわいと活気に 満ちたまちづくり

< 施策 >

- 2-1 交流を生むまちの魅力づくりと観光振興
- 2-2 スポーツを通じたまちづくりの推進
- 2-3 歴史・文化・伝統の継承と発信
- 2-4 移住・定住を促すPRと受け入れ体制の強化
- 2-5 暮らしの基盤となる住環境の充実
- 2-6 子供の健やかな成長を支える環境づくり
- 2-7 すべての人への充実した教育・学びの提供

重点的な取組

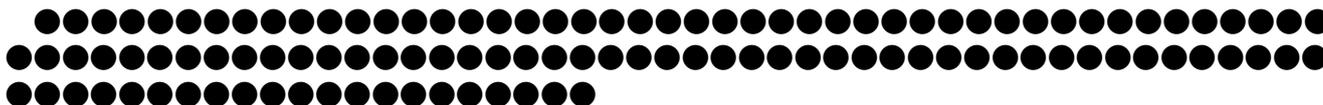
①

まちの現状



交流を生むまちの 魅力づくりと観光振興

■ 施策の方向性 ■



▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
入込観光客数		
観光消費額		
民泊体験・農林業体験受け入れ者数		
民泊体験・農林業体験修学旅行訪問学校数		

▼ 施策の展開 ▲

- ① 「地元愛」による地域ぐるみの観光振興  
- ② 「稼ぐ」観光関連産業づくり  
- ③ 観光地としての満足度の向上  

④国内外に向けた「きたひろしまの魅力」発信



⑤一体的・持続的な観光推進





施策分野3

安心して元気に暮らせる 地域の創出

< 施策 >

3-1 地域福祉の推進

3-2 健康づくり・元気づくりの推進

3-3 高齢者福祉の推進

3-4 障がい者福祉の推進

3-5 人権尊重及び男女共同参画

重点的な取組

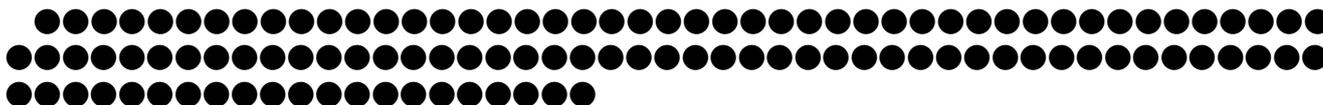
①

まちの現状



地域福祉の推進

■ 施策の方向性 ■



▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
地域福祉計画の策定		

▼ 施策の展開 ▲

①地域ぐるみで取り組む人にやさしいまちづくり ..



②ひとり親家庭や生活困窮者等への支援





施策分野4

生活基盤の強化・強靱化

< 施策 >

- 4-1 地域の拠点づくりとネットワークの形成
- 4-2 交通環境の整備と移動に係る利便性の確保
- 4-3 情報通信技術の基盤整備と利活用の推進
- 4-4 自然環境の保全と美しい景観の維持
- 4-5 水を大切にする暮らしの維持
- 4-6 災害や緊急時に強い地域社会の実現
- 4-7 安全な暮らしの確保

重点的な取組

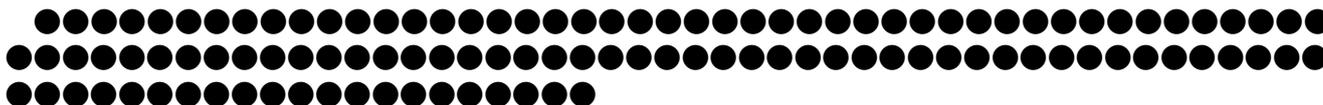
①

まちの現状



地域の拠点づくりとネットワークの形成

■ 施策の方向性 ■



▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
計画的な土地利用の前提となる地籍調査の進捗率		
都市計画区域内の用途地域見直し		
都市再生整備計画の進捗率		

▼ 施策の展開 ▲

- ① 地域特性を生かした計画的な土地利用の推進  

- ② 多彩な拠点の形成とネットワーク化の推進  



施策分野5

住民のための行財政運営

< 施策 >

5-1 町民と行政による協働のまちづくり

5-2 健全な行財政改革

重点的な取組

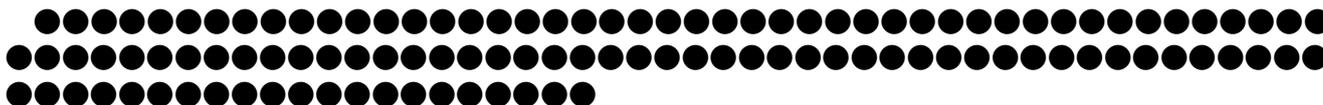
①

まちの現状



町民と行政による 協働のまちづくり

■ 施策の方向性 ■



▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
集落活性化支援地域数		
ワークショップ参加者数		
ふるさと寄附金額		

▼ 施策の展開 ▲

①行政情報の共有と広聴機会の充実.....



②住民と一体となったまちづくり.....



③コミュニティ施設の整備・充実と有効活用.....



